

名張市公用車両有料広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、名張市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が所有又は管理する車両に掲示を認める広告の取り扱いに関する基準を定める。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載する車両は、市公用車であって、庁用車両のうち、広告スペースが確保できる車両とする。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載方法は、広告を描いたマグネットシート等により車体に確実に固定するものとし、車体への塗装または粘着シールによる貼付けは行わないものとする。

(掲載場所)

第4条 広告の掲載場所は、車両の両側側面、背面又はボンネットとし、マグネットシート等の全面が車体に吸着して、車体の凹凸等の影響を受けないように掲載するものとする。

(広告の規格)

第5条 広告は、縦45cm、横35cmを1面として、2面分の面積を基準とする。基準の面積(45cm×35cm×2面)を超えない範囲で、縦横の大きさを変えたり、複数のマグネットシートを作成したりできるものとする。

2 広告の中に「名張を応援します(名張市有料広告事業)」の文字を入れるものとするが、複数のマグネットシートを作成する場合は、掲載する車両ごとに1枚以上は入れるものとする。字体、仮名遣い等については広告の意匠に合わせるができるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1年単位とし、1か月単位の掲載も可能とする。ただし、再掲載を妨げないこととし、連続する広告の掲載期間は最長3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、連続する広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合には、更新できるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、基準の面積当たり年間18,000円(1か月当たり1,500円)

(税込)とする。基準の面積に満たない場合であっても減額は行わないものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載料の納入は、広告掲載期間に係る掲載料の総額を一括納入するものとする。

(広告の申し込み)

第9条 広告の申し込みは、要綱第6条に基づき、次の資料を添付するものとする。

- (1) 広告の原稿 (A4規格に縮小したもの)
- (2) 法人又は団体の概要がわかる書類 (企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど)

(費用負担等)

第10条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は、広告主において原状回復するものとする。ただし、市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

3 広告の撤去作業により車体塗装の剥離等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

(広告の禁止表現)

第11条 広告は、要綱第2条各号に定めるもののほか、色彩、意匠その他デザイン等が次の何れにも該当しない場合に限り掲載することができる。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 都市景観との調和を損なうもの
- (4) その他周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの、又は注意力が散漫となるおそれのあるもの

附 則

この基準は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この基準は、平成21年8月6日から施行する。

(経過措置)

2. この基準の施行の日に現に掲載している広告の掲載方法については、当該広告の掲載期間が終了するまでの間（名張市公用車両有料広告掲載取扱基準第6条の規定による連続する広告の掲載期間を含む。）、同基準第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年3月3日から施行する。